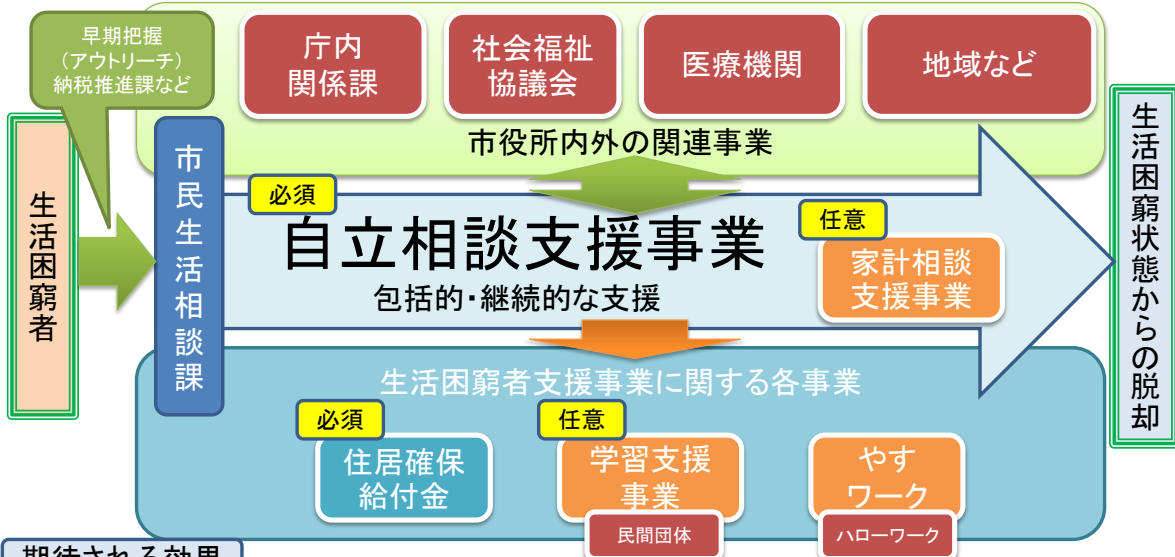


事業概要

- 野洲市における自立相談支援事業は、市民相談総合推進委員会設置要綱を踏まえ、総合相談窓口の機能を生かし直営により実施。
- 平成23年度より実施してきたパーソナル・サポート・サービスモデル事業、本事業のモデル事業の実績から市民生活相談課が担当。
- 庁内関係課や外部関係機関との連携から生活困窮者の早期発見を行い、市役所等の総合力で生活困窮者支援に取り組む。
- 学習支援事業等生活困窮者支援事業に関する各事業は自立相談支援事業の強化を図るメニューとして位置づけ実施する。
- 在宅状態から就労等による社会参加に向けて、生活支援と就労支援を一体的に提供するやすワークの活用を進める。



期待される効果

- 生活困窮状態に至る前段階から早期の支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却を支援。
- 生活困窮者に対し支援メニューが届くことで、相談支援機能が強化され市民の安心・安全な暮らしが守られる。

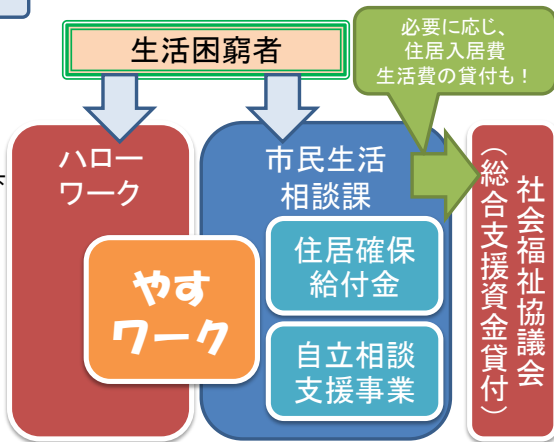
平成27年度 野洲市住居確保給付金事業について

事業概要

- 就労意欲・能力のある離職者のうち、住宅を失った、または失う恐れのある人を対象に、住宅の確保(住宅喪失の予防)と再就職の支援を実施。市役所とハローワークによる支援をやすワークを中心に、賃貸住宅の家賃を有期限で支給(生活保護の住宅扶助額)。
- ※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業(平成26年度末までの事業)を制度化された必須事業。
- 平成26年度までは、社会福祉課にて実施。法律の本格施行に伴い業務を移行する。

野洲市の住居確保給付金事業の要件等(概要)

- 支給対象者
離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、
現在住居がない、もしくは住居を失うおそれのある者
- 支給要件(野洲市)
 - ①収入要件:
基準額(市町村住民税均等割の非課税限度額の1/12)
+住宅扶助家賃額(単身:3.5万円 2人:4.2万円 3人:4.6万円)以下
※単身(扶養なし)11.3万円以下、1人扶養15.7万円以下
 - ②資産要件:基準額×6(ただし100万円を超えない額)以下
 - ③就職活動要件:原則週1回以上の求人先への応募、
ハローワークでの月2回以上の職業相談、
自治体での月4回以上の面接支援等
- 支給上限額(野洲市)
単身:3.5万円 2人:4.2万円 3人:4.6万円
- 支給期間
原則3か月間
(就職活動を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))



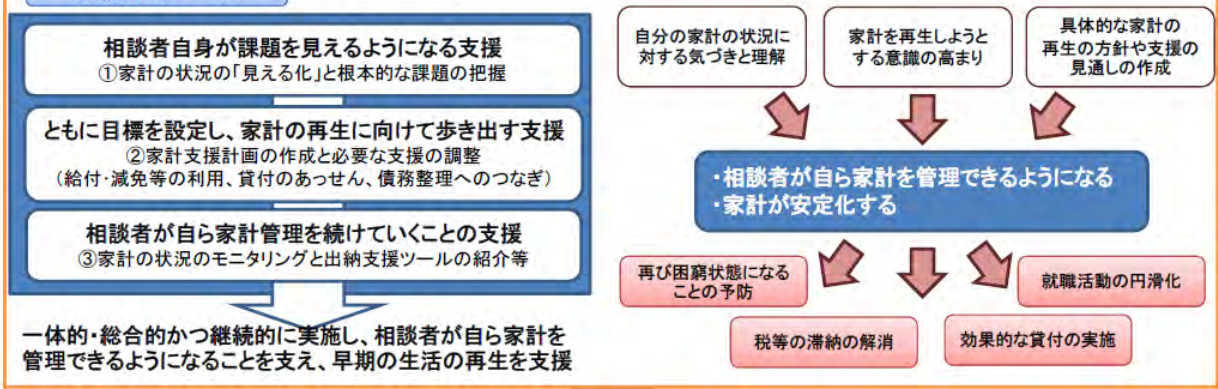
期待される効果

- 通常、受給後の職業相談や面接支援は、ハローワークと市役所それぞれに出向いて対応する必要があるが、やすワークを活用することで就労支援と生活支援をワンストップに提供することができ、効率的で効果的な支援が行える。
- 支給期間は3か月ごとの更新で通常最長6か月。自立相談支援事業が実施する就労支援を受けることで最長9か月間に。

事業概要

- 家計相談支援事業は、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成
 - ② 生活困窮者の家計の再生に向けたための細かい支援(公的制度的利用支援、家計表の作成等)
 - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 今年度は自立相談支援事業と一体的に実施し、より一層の相談支援の事業効果を期待する

支援のイメージ



期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。
- 自立相談支援事業と一体的に実施することで、相談支援の事業効果が加速する。

新規

平成27年度 学習支援事業について(委託)

事業概要

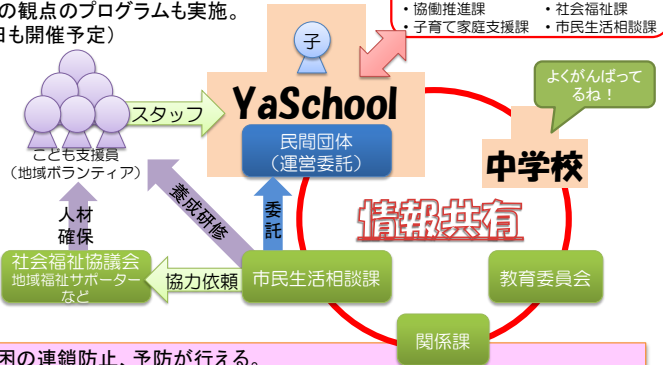
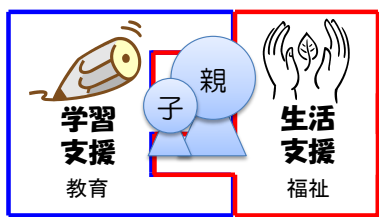
- 教育と福祉が一体的に取り組み、生活困窮世帯の子ども(中学生)や世帯への学習支援・生活支援を行う
- 学習機会の保障を行い、学習習慣を身につけ、貧困の連鎖を断ち切ることで、貧困に陥ることを予防する
- 社会人との交流を通して、自分の将来(仕事など)について考える
- 子どもへのアプローチから生活困窮世帯を発見し、生活支援を届け、生活困窮状態からの脱却を図る
- 本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する

野洲市学習支援 YaSchool(ヤスクール)

- ・目的: ①子どもたちに対し、貧困連鎖を断ち切ることで、貧困に陥ることを防ぐために、学習習慣を身につけ、生き抜く力を身につける
- ②生活困窮世帯に必要な生活支援を届け生活困窮状態からの脱却を図る
- ③本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する
- ・対象: 市内に在住する中学校1~3年の子どもがいる生活困窮世帯を対象とする。
- ・方法: 学習支援に関する経験を有する民間団体に委託し、実施する。
各専門家の社会人が対応し、将来の職業感を醸成。食育の観点のプログラムも実施。
コミュニティセンターを活用し週1日夜間、(長期休暇は別日も開催予定)

☆教育委員会と連携して実施
学校での副教材を活用
⇒副教材に取り組むと、学校での評価が上がる!
⇒評価が上がると子どものモチベーションアップ!!

- 運営協議会メンバー
- ・民間団体
 - ・野洲市社会福祉協議会
 - ・教育委員会
 - (各中学校、学校教育課、人権教育課)
 - ・協働推進課
 - ・社会福祉課
 - ・子育て家庭支援課
 - ・市民生活相談課



期待される効果

- 学習機会の保障を行うことで、子どもの学力が向上し、貧困の連鎖防止、予防が行える。
- 教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が届けられる。
- ささまざまな職業の大人と触れ合うことで、子どもの進路選択などに幅が広がる。
- 本事業が地域の拠点となり、最終的には、地域で地域の子どもの地域で育てる体制が構築される